

第2章 市立保育所の今後の基本方向

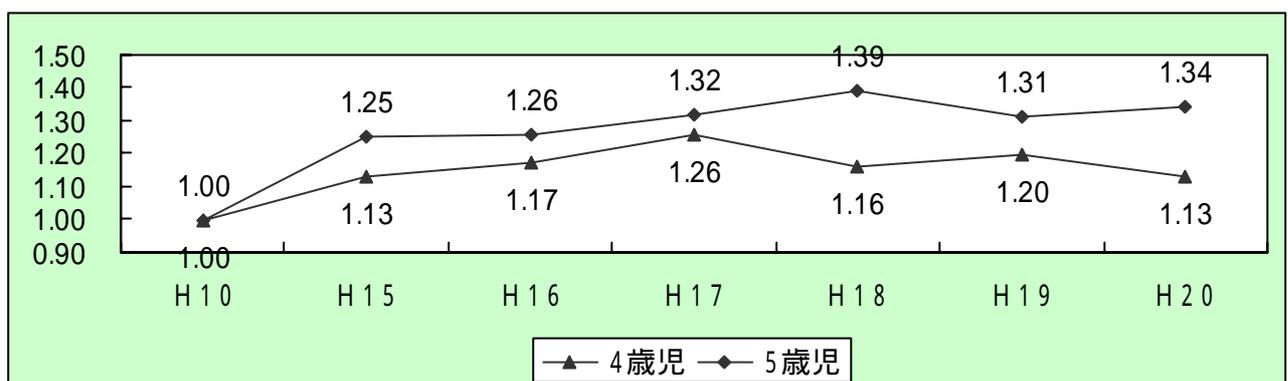
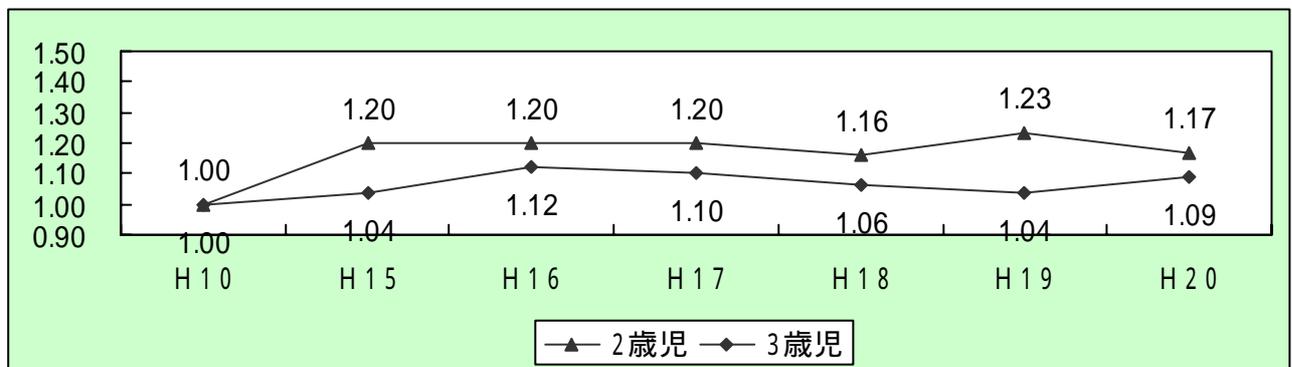
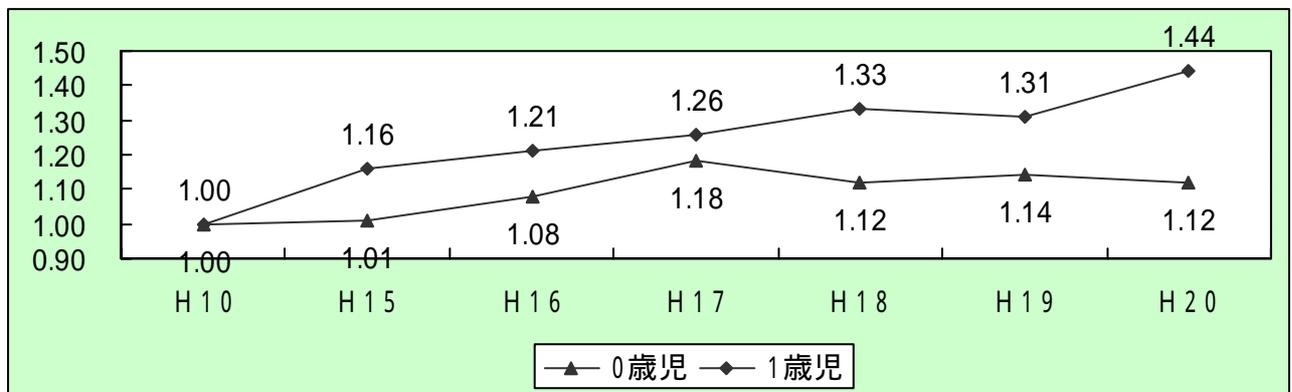
1 保育所の状況

(1) 年齢別の入所状況

平成10年度の入所児童数を基準として、平成20年度の入所状況と比較すると、0歳児は1.12倍、1歳児は1.44倍、2歳児は1.17倍、3歳児は1.09倍、4歳児は1.13倍、5歳児は1.34倍となっている。

また、各年度の推移を見ると、近年、0歳児、2～5歳児はほぼ横ばいの状況にあるが、1歳児の保育需要は未だ高いことがうかがえる。

図表2-1 年齢別入所状況の推移(基準年度:平成10年度=1.00)



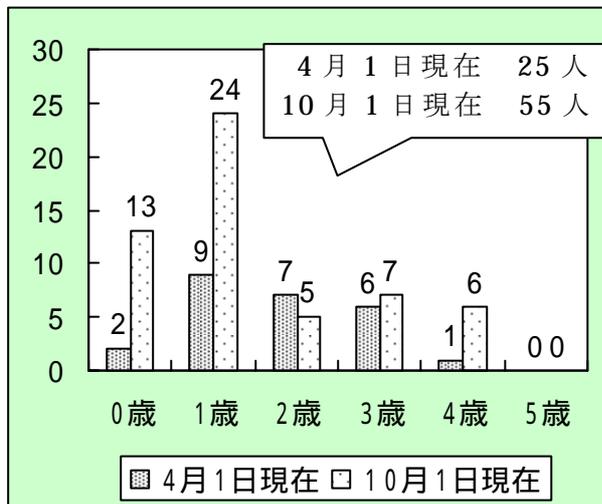
(2) 待機児童の状況

保育所入所待機児童は、平成20年4月1日現在で25人、10月1日現在で55人である。

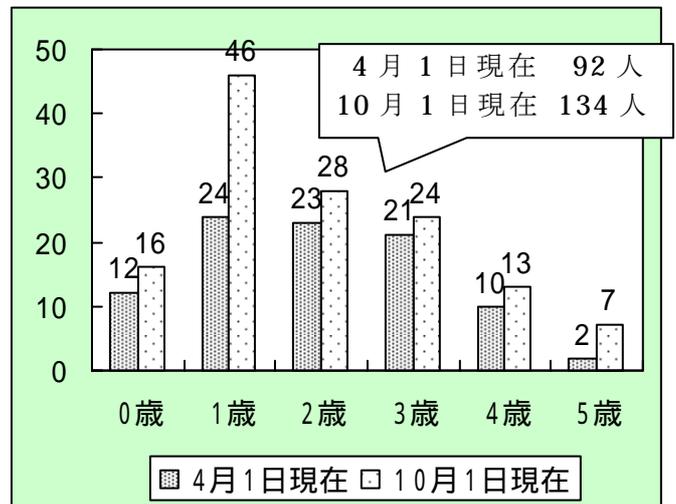
また、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望するなど保護者の私的な理由により待機している場合を含む改正前の定義では、待機児童は平成20年4月1日現在で92人、10月1日現在で134人となっている。

年度間の推移を見ると、改正後、改正前においても減少はしているものの、年齢別では1歳児の入園待ちが多い。また、年度途中の待機児童の解消や兄弟姉妹が同じ保育所に入園できないなどの課題がある。

図表2-2 改正後の状況(平成20年)

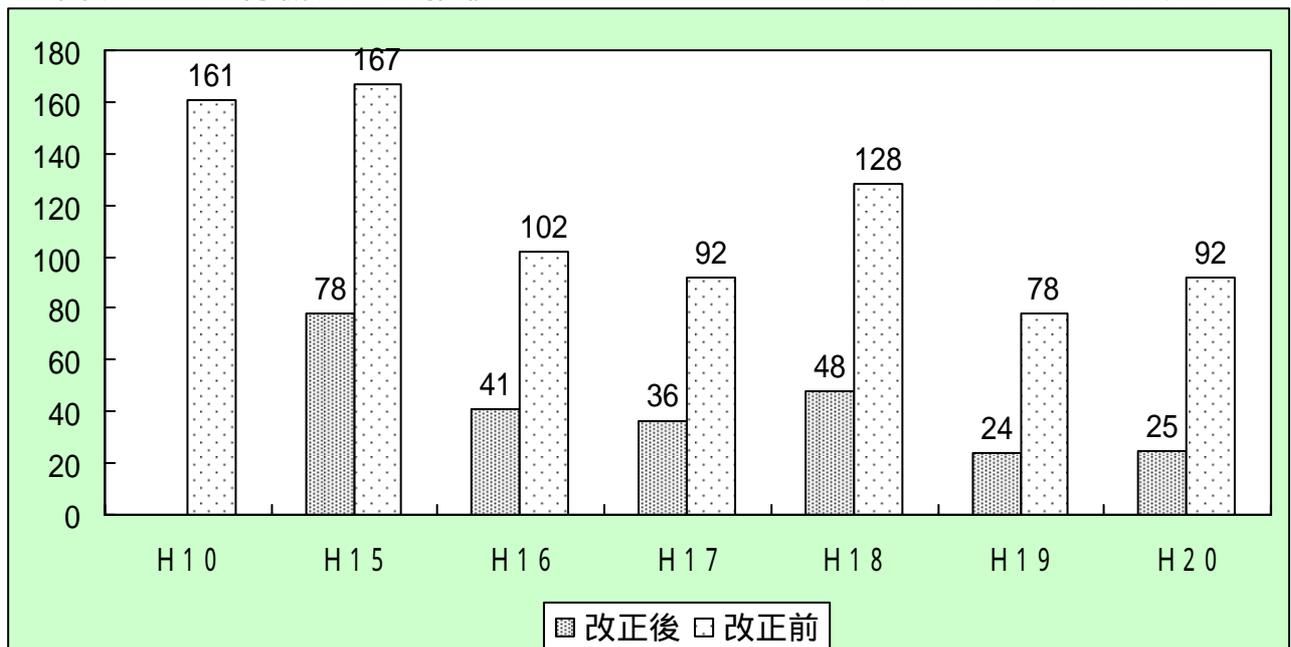


改正前の状況(平成20年)



図表2-3 待機児童の推移

各年度4月1日現在の状況



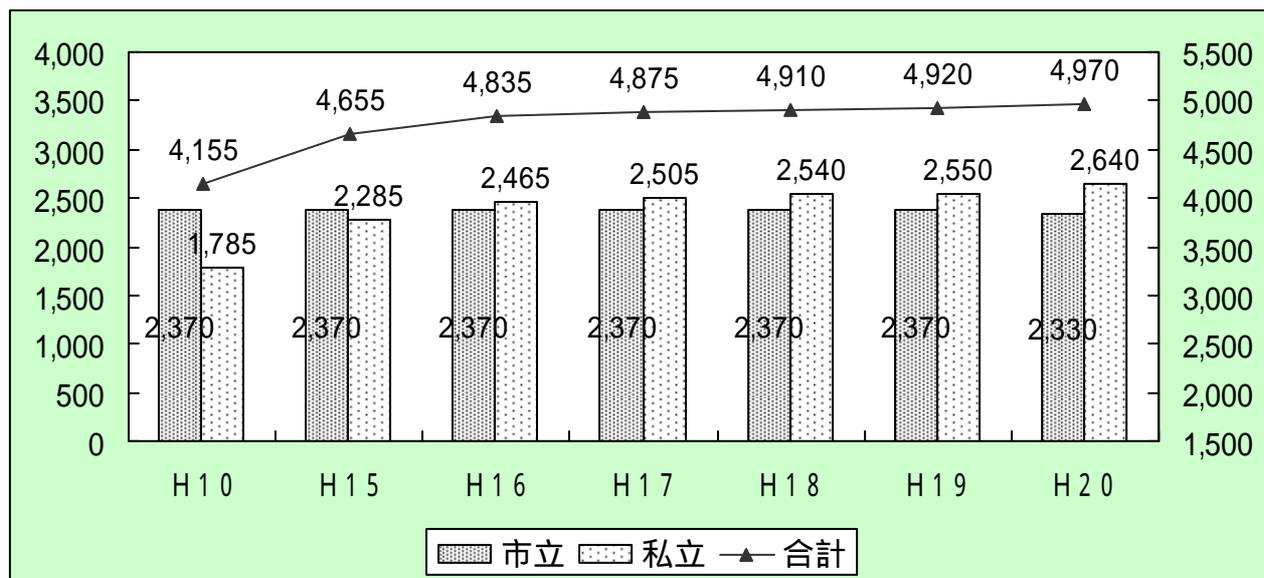
2 待機児童対策

(1) これまでの取り組み

市立保育所においては、定員を超えて受け入れる定員枠の弾力的運用、預かり時間の延長、乳児保育実施保育所の拡大により、待機児童の解消に努めてきた。また、私立保育園を含めた入所定員は、平成10年度の4,155人から、平成20年度には4,970人と815人の増を図った。

図表2-4 保育所入所定員の推移

各年度4月1日現在の状況である。



(2) 市立保育所の取り組み

① 預かり時間の延長

平成10年度には3園において、8時から18時までの時間外保育を実施していたが、平成20年度には7時30分から19時までと開所時間が11時間を超える延長保育を11園で、また、9園で時間外保育を実施している。

② 乳児保育の拡充

0・1歳児を受け入れる乳児保育実施保育所は、平成20年度までに5か所を拡大した。

図表2-5 延長保育・乳児保育等の状況

	開所時間（平日）	H10	H20
通常保育	8:00～17:30	31園	13園
時間外保育	8:00～18:00	3園	
時間外保育	7:30～18:00		9園
延長保育	7:30～19:00		11園
乳児保育		7園	12園

3 保育サービスの状況

(1) 延長保育

開所時間が11時間を超える延長保育は、市立33保育所中11園で、私立保育園は33園すべてで実施している。

(2) 土曜午後保育

土曜日の開所時間は、市立保育所は午後0時30分までであるが、私立保育園は一部の園を除き、午後5時から午後7時30分までの保育時間である。

(3) 乳児保育

0・1歳の乳児を市立保育所12園、私立保育園32園で受け入れている。なお、受入れ月齢は、市立は生後8週間目から、私立は産休明けから1歳までと異なる。

(4) 休日保育

日曜日、祝日等を含め年間を通じて開所する休日保育は、私立保育園2園で実施している。

(5) 一時保育

保護者の就労形態や傷病等に対応する一時保育は、私立保育園18園で取り組んでいる。

(6) わんぱく教室

保育所や幼稚園に就園していない在宅の親子を対象に園を開放し、交流の機会の提供や育児相談を週1回以上開催するわんぱく教室は、私立保育園17園で実施している。

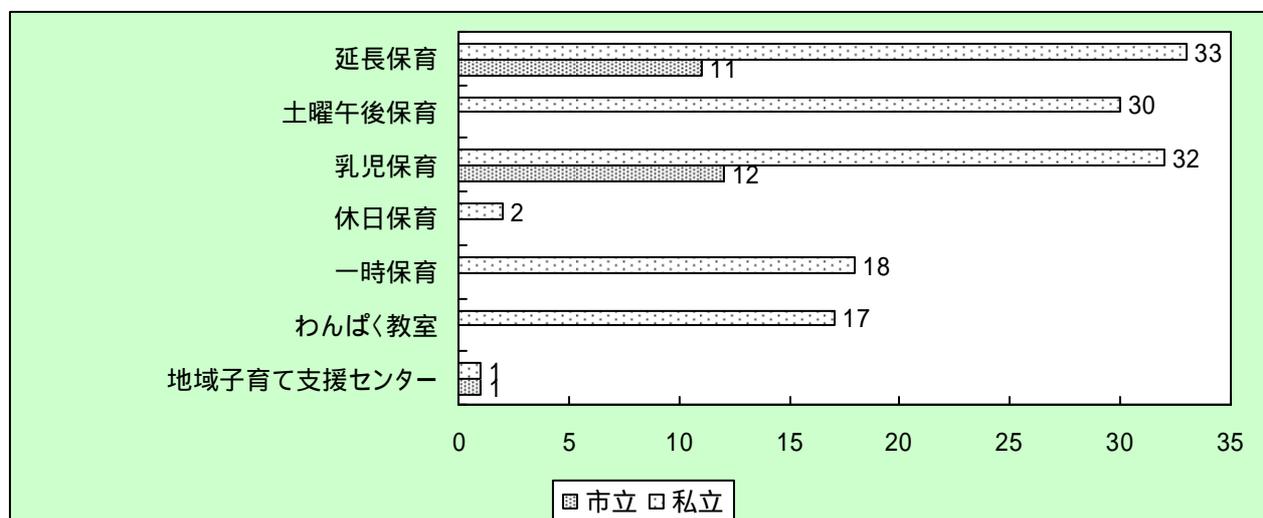
(7) 地域子育て支援センター

必要な人員を常時配置し、子育て中の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談の実施、子育て情報の提供、子育て講習会の開催などを行う地域子育て支援センターは、平成20年4月に市立保育所1園において新規開設したほか、私立保育園1園で取り組んでいる。

(※保育所併設以外の地域子育て支援センターとして、親子ふれあいプラザがある。)

図表2 - 6 保育サービスの状況

平成20年4月1日現在



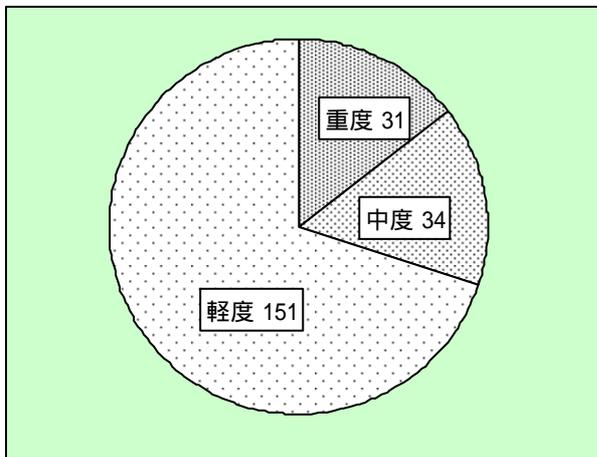
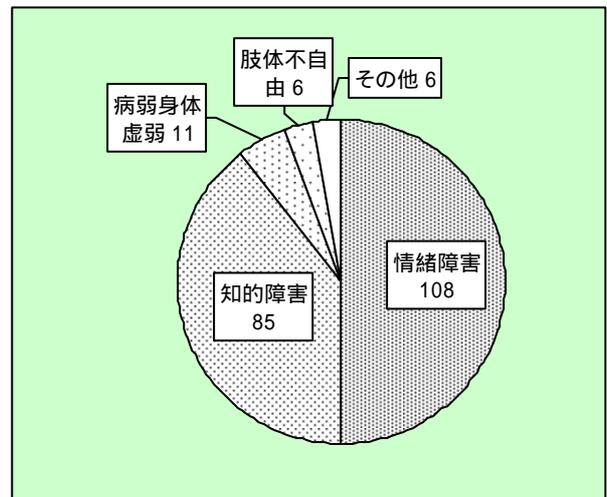
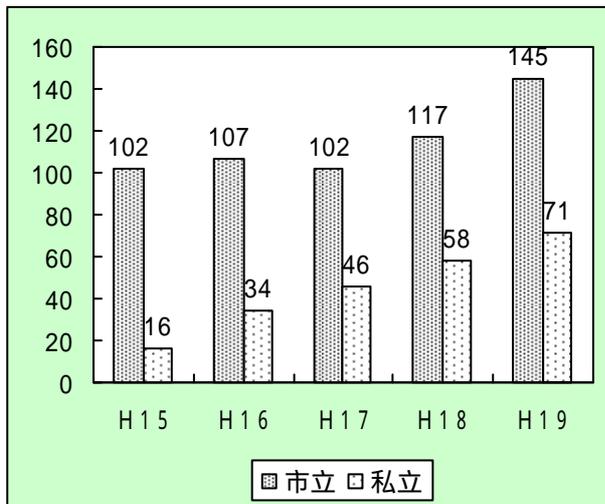
4 障害や食物アレルギーのある子どもの状況

(1) 障害児保育の状況

障害児の入所状況は、平成19年度で市立保育所145人、私立保育園71人の計216人が入所している。平成15年度の市立保育所102人、私立保育園16人の計118人から年々増加傾向にある。

平成19年度の障害種類の状況は、自閉症、アスペルガーやADHDなどの情緒障害108人、知的障害85人などとなっている。また、障害の程度は重度31人、中度34人、軽度151人である。

図表2-7 障害児保育の状況(各年度末の状況 右図は平成19年度)



(2) 食物アレルギー児の除去食の実施状況

市立保育所の平成20年11月分の除去食の状況は、年齢区分では、0歳児9人、1歳児12人、2歳児30人、3歳児22人、4歳児22人、5歳児19人の計114人となっており、年々増加傾向である。

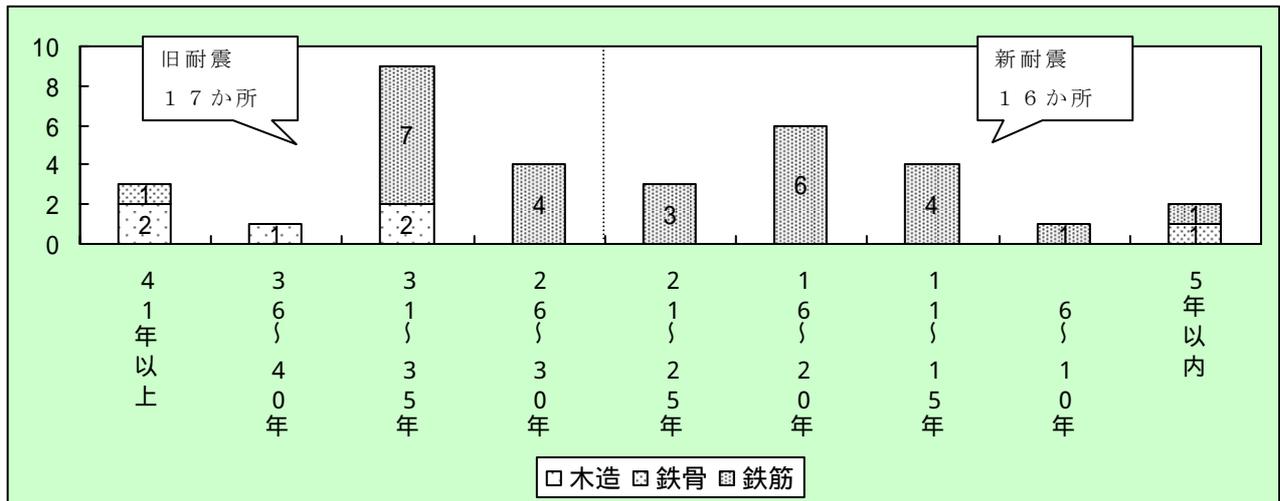
また、アレルゲン別では、卵105人を最高に、牛乳33人、小麦12人、大豆10人と続いている。弁当の持参は、毎日が3人、時々が63人である。

5 市立保育所施設の状況

昭和57年以降建築の新耐震基準の施設は16か所、旧耐震基準は17か所となっている。

旧耐震基準の施設のうち、避難所施設に指定されている鉄筋造1か所について耐震診断を行った結果、安全性が確認されている。

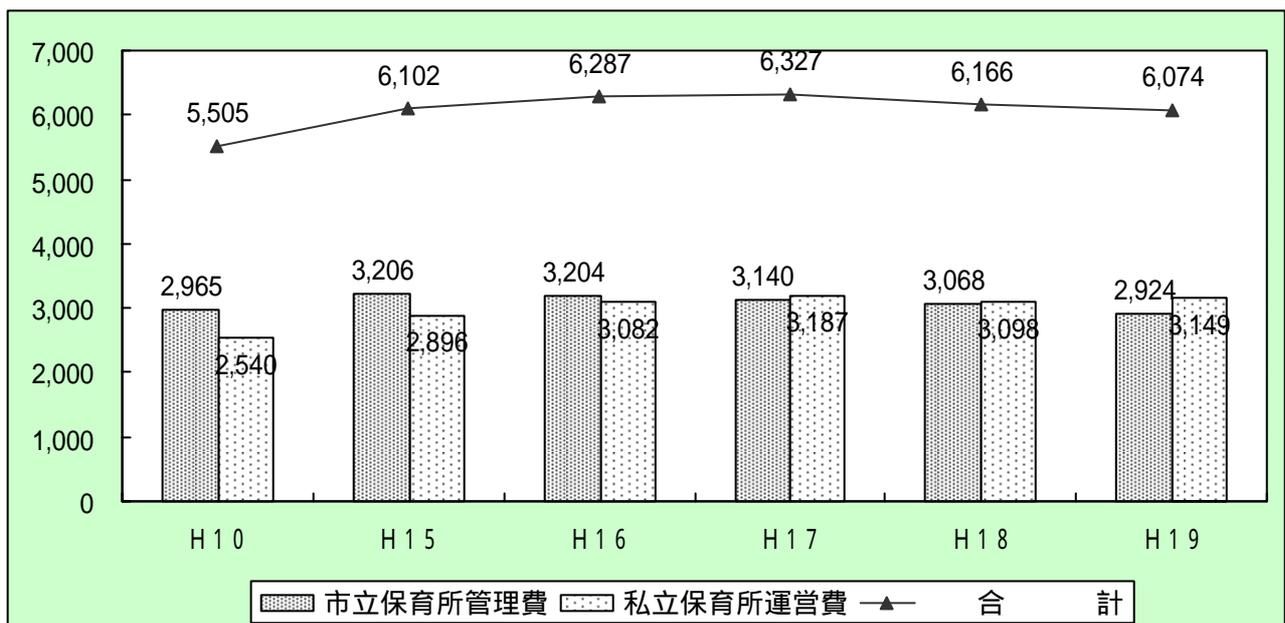
図表2-8 市立保育所施設の状況(平成20年4月現在の築年数)



6 保育所運営費の状況

運営費は入所児童の増加に伴い増え続け、平成17年度には約6.3億円余りとなった。平成18年度からは、年度途中入所児童の減少や市立の団塊の世代の退職に伴う人件費の減などにより、やや抑制されている。

図表2-9 保育所運営費の状況(各年度の決算 単位:百万円)



7 今後の保育施策の課題

(1) 待機児童の解消

産休明け・育休明けなどの年度途中の待機児童の解消、兄弟姉妹が同じ保育所に入所できるよう、乳児の受入れ枠の拡大を図る必要がある。

(2) 多様な保育ニーズへの対応

就労形態の多様化などに対応するため、延長保育、一時保育などの保育サービスの拡充に努める必要がある。

(3) 障害児保育等の充実

障害のある子どもやアレルギー症のある子どもへの支援に一層努める必要がある。

(4) 地域子育て支援の充実

入所児童ばかりでなく、地域におけるすべての子どもと子育て家庭に対する支援を拡充する必要がある。

(5) 保育の質の向上

平成20年3月に告示された新しい保育指針のもと、今後、さらに本市の保育水準の維持向上に努める必要がある。

8 公私の役割分担

(1) 効率的で機動性のある私立保育園

私立保育園は、効率的な保育所運営や柔軟で迅速に行動できる機動性を持っている。この特性を生かし、今後も、ア就労形態の多様化への対応、イ保護者ニーズに対応した特色ある保育の実施などに積極的に取り組む必要がある。

(2) セーフティネットとしての市立保育所

市立保育所は、実務経験豊かな保育士のもと、均質な保育サービスを提供している。今後においては、ア全市の保育水準の向上、イ関係行政機関との連携による障害児保育、ウ保護者の育児不安の解消や地域の子育て支援、エ採算等で私立保育園では対応が困難な地域での保育所運営や保育サービスに積極的に取り組む必要がある。

9 市立保育所の課題

(1) 保育所の適正な規模と配置の課題

運営・管理面においては小・中規模施設が多く、地域によって待機児童が存在している。

一方、市街地の小規模保育所は、延長保育や乳児保育が実施できない状況にあり、このため、中規模以上の近隣の保育所と競合し、定員割れが生じている。また、周辺地域の一部の保育所においては、就学前児童数の減少から定員割れの状態が続いているところもある。

(2) 施設の老朽化

施設面においては、昭和56年以前に建設された旧耐震基準の施設17園のうちで6園が木造・鉄骨造であることから、早期の対応が課題となっている。

(3) 厳しい本市の財政状況

限られた財源の中で、多様化する保育ニーズに 대응していくためには、市立保育所の統廃合、廃園、民間移管などについて、検討が必要な時期にある。

10 適正規模と地域配置の考え方、再編の基本姿勢

(1) 適正規模

児童の望ましい集団活動ができるクラス編成、より効率的な保育所運営を目指し、今後基本とする入所定員を概ね90人以上とする。なお、平成20年4月現在の平均入所定員は、市立保育所70.6人に対して全国は92.6人である。

(2) 地域配置の考え方

市立保育所は、利用者の日常生活圏や交通利便性等から、概ね中学校区又は行政地区単位に1園程度の配置を基本とする。

(3) 再編の基本姿勢

- ① 待機児童の解消、老朽施設の早期解消、厳しい財政状況など喫緊の課題に対応するため、平成21年度から市立保育所の再編に取り組む。
- ② 待機児童対策や就労形態の多様化に対応するため、乳児保育、延長保育など特別保育を拡充する。
- ③ すべての子育て家庭に対する支援を図るため、地域子育て支援センターの設置拡大に取り組む。
- ④ 保護者など市民の意見・要望の反映、取組み状況・実績の公表を行うなど、市民の理解と協力を得ながら推進する。
- ⑤ 第4次徳島市総合計画や徳島市次世代育成支援対策行動計画など関連計画等の指針を踏まえ対応する。

11 再編の視点

市立保育所の再編は、次の事項を視点に検討を進める。

(1) 統廃合

老朽化している市立保育所の改築の際には、入所状況の推移等を踏まえ、同じ中学校区内等の他の市立保育所との統廃合を検討する。

(2) 廃園（定員枠の移管）

大きく定員割れが続き、望ましい集団活動の児童数が確保できない市立保育所（ただし、周辺地域の保育所を除く。）については、定員枠を近隣の保育所（市立保育所又は私立保育園）へ移管することにより廃園を検討する。

(3) 民間移管

移管後において、引き続き安定した経営が重要であるため、入所定員が概ね90人以上の市立保育所を中心に、概ね中学校区又は行政地区単位に1園程度の市立保育所を配置することを基本に、保育ニーズ、利便性などの地域性、市立保育所及び私立保育園の配置状況等を踏まえ、民間移管する市立保育所を検討する。

(4) 機能強化

統廃合による新築はもとより、単独で増改築する場合であっても、次の検討を行う。

- ① 乳児の受入れや延長保育の実施について、検討を行う。
- ② 在宅育児家庭相談室の併設について、検討を行う。

12 民間移管の方法

市立保育所の民間移管を円滑に進めるため、次を基本とする。

(1) 移管先法人の条件

① 市内で既に認可保育所を設置・運営している社会福祉法人及び市内で既に幼稚園を設置・運営している学校法人を対象とする。

(2) 移管先法人の選考方法

① 移管先法人は、諸要件を提示した上で公募を行い、最も優れている者を選考する。

② 選考にあたっては、応募内容等について公平かつ客観的に審査するため、有識者や保護者の代表者等で構成する選定委員会を設置し、評価・選考する。

(3) 引継ぎ保育

① 児童等の保育環境が大きく変わらないよう、移管前の一定期間、引継ぎ保育を実施する。

② 移管後の運営についての協議の場として、市、移管先法人、保護者からなる三者懇談会を移管先法人決定後の一定期間設置する。

③ 移管後の運営状況や移管条件を確認するため、市立保育所の所長等を一定期間随時派遣する。